

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの性格

このプランは、国の男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画」(第2次)、県の「岐阜県男女共同参画計画」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の趣旨を踏まえて策定しています。

男女共同参画社会を実現していくための施策を、市民の皆さんと行政が協働で総合的に推進するために策定したものです。

また、市の最上位計画である「新中津川市総合計画」との整合性を図りながら、基本的な取り組みと具体的な施策について示しています。



策定にあたっては、「男女共同参画プラン策定にあたっての市民・事業所アンケート調査」及び「男女共同参画社会づくり懇話会」、パブリックコメントなど市民の方々から、さまざまなご意見ご提案をいただき、「男女共同参画プラン策定委員会」において検討しました。

2. プランの期間

「なかつがわ男女共同参画プラン(第3次)」の実施期間は、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。これは、「新中津川市総合計画」に合わせて見直しを行うためです。

ただし、事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. プランの基本理念

「 認めあい  支えあい  まあるいところ 」

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、役割も責任も分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

家庭で、地域で、学校で、職場で、お互いが、まあるい心で、認めあい支えあうことで、誰もが対等な人として尊重される、男女共同参画社会が実現されるのです。

市民の誰もが、性別や年齢などに関わりなく、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方を楽しむことができる、活力ある中津川市をめざすため、「なかつがわ男女共同参画プラン(第3次)」の基本理念を「認めあい・支えあい・まあるいところ」とします。

4. プランの基本目標

プランの基本目標を、次のとおり設定します。

1. 家庭での男女共同参画
2. 地域での男女共同参画
3. 教育の場での男女共同参画
4. 働く場での男女共同参画

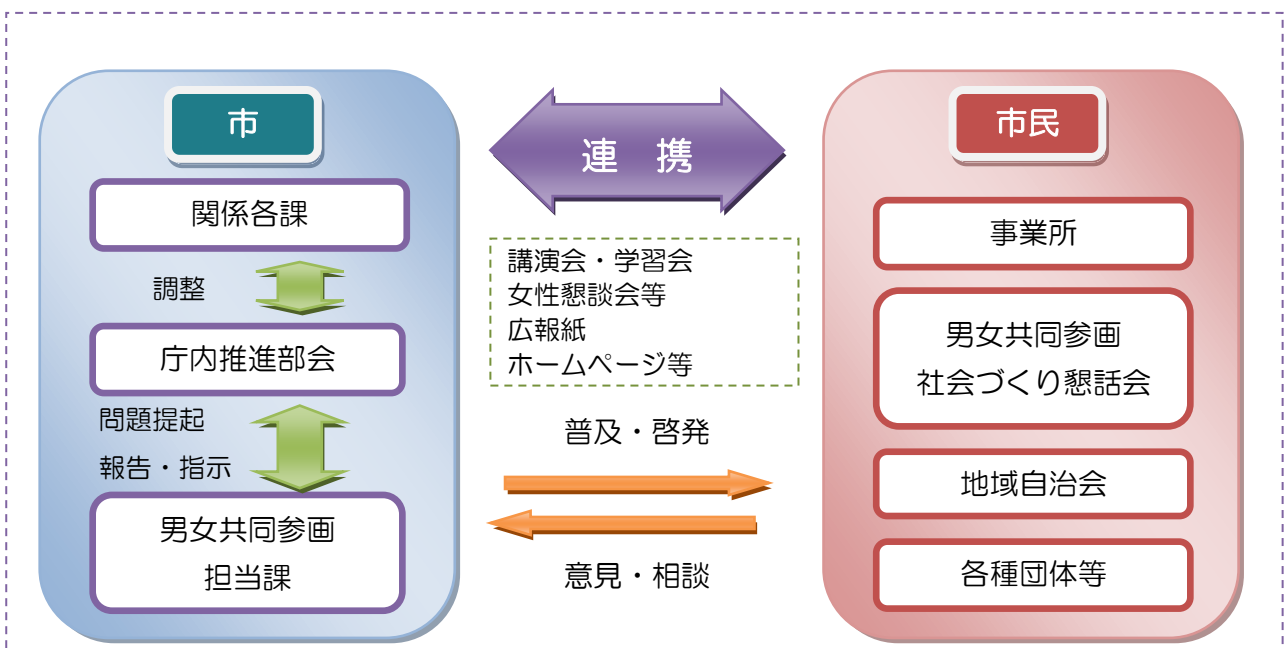
5. プランの推進について

なかつがわ男女共同参画プラン（第3次）がより実効性のあるものとなり、着実に推進していくためには、全庁的な推進体制を整備し、総合的・計画的に施策を実施していく必要があります。職員の男女共同参画意識を向上させ、各担当課の施策を積極的に推進します。

男女共同参画社会の実現のためには、市民、事業所、保育・教育関係者など、より多くの人に本プランの内容を理解していただき、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていくことが重要です。そのため、行政と市民、事業所、保育・教育関係者等との連携を深め、地域社会が一体となり、総合的に推進していくための体制を整備します。

具体的な取り組み

- ◆ 庁内に男女共同参画推進部会を設置し、男女共同参画担当課と一体となった全庁的な推進体制を整備する
- ◆ 担当課ごとに具体的な実施目標、数値目標を設定し、男女共同参画推進部会を中心に、1年ごとに進捗管理及び評価を行う
- ◆ 男女共同参画社会づくり懇話会を開催し、プランの進捗状況の検証を行う
- ◆ 講演会や学習会を実施し、男女共同参画意識の高揚を図る
- ◆ 広報紙、ホームページ、女性懇談会等により、プランの普及・啓発及び、市民と行政の意見交換等を行う
- ◆ 男女共同参画に関する活動を行っている市民団体を支援し、市民団体との協働により、プランの推進を図る
- ◆ 行政と市民、事業所、保育・教育関係者等との連携を強化し、プランの推進を図る



6. プランの体系

